

IEEJ NEWSLETTER

No.114

2013.3.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント
1. エネルギー政策関連
 - ① 電力システム改革の動向
 - ② 原子力政策をめぐる議論の動向
2. 欧州議会環境委員会、EUETS 改正案を採択
3. 消費者負担が限界に近づくドイツ再エネ賦課金
4. 最近の国際石炭市場動向
5. 中国ウォッチング：本腰を入れ始めた自動車燃料の品質向上対策
6. 中東ウォッチング：各国で拡大する政治対立の最前線
7. 米国ウォッチング：期待される米国の LNG と日米同盟の強化に向けて

0. 要旨 — 今月号のポイント

1-①エネルギー政策関連：電力システム改革の動向

2月8日に第12回電力システム改革専門委員会が開催され、最終報告書が了承された。今後は3段階に分けた工程表を基に改革を進めることになるが、電力会社の経営問題や電力需給逼迫問題もあり、政府には難しい舵取りが求められることになる。

1-②原子力政策を巡る議論の動向

2月6日、原子力規制委員会は、深層防護徹底の観点から、事故防止対策の多層化、安全施設の多重化・独立化、シビアアクシデント対策等を重視した新安全基準骨子案についてのパブリックコメント募集を開始した。7月には新安全基準を策定し、その後、個別審査に移る予定である。

2. 欧州議会環境委員会、EUETS 改正案を採択

2月19日、欧州議会の環境委員会が EUETS の改正案を採択した。しかし未だ賛否両論が存在する中で EUA 価格 (炭素価格) が可決直後に 20% 低下するなど、市場参加者の間では改正案の効果や最終的な成立そのものに対して楽観視していない状況が示されている。

3. 消費者負担が限界に近づくドイツ再エネ賦課金

2月、批判が高まる FIT の賦課金高騰への対応としてドイツ環境大臣らが抑制案を発表。遡及値下げを含むタリフ減額や、賦課金減免措置の一部廃止など、なりふり構わぬコスト削減の姿勢が目立つ。社会が容認できないほどのコスト負担拡大に直面し、制度の継続性が問われている。

4. 最近の国際石炭市場動向

我が国着の石炭価格が低下を続けている。価格低下の主な要因は、2011年始め豪州で発生した洪水・生産低調により上がりすぎた価格の修正であるが、米国のシェールガス革命の影響による米国石炭需給の緩和とその世界市場への影響も無視することはできない。

5. 中国ウォッチング：本腰を入れ始めた自動車燃料の品質向上対策

日本への影響も懸念されるに至った、PM2.5による大気汚染が中国で猛威を振るっている。総合対策の一環として、国務院が2月に、自動車燃料に EURO5 相当の品質基準を2018年から実施することを決定し、燃料品質向上と車の排ガス対策に本腰を入れ始めた。

6. 中東ウォッチング：各国で拡大する政治対立の最前線

4月の議会選挙をにらみ、エジプトの国内対立が続いている。イラクではマーリキ政権打倒に向けた諸政治勢力の動きが活発化している。核問題を抱えるイランも無風状態ではなく、チュニジアでも首相が辞任に追い込まれた。

7. 米国ウォッチング：期待される米国の LNG と日米同盟の強化に向けて

日本では米国本土からの LNG 輸出開始に対する期待感が高まりつつある。いま必要なことは日米間の LNG 貿易の増大が両国の国内経済のみならず、アジア太平洋地域の安定にどのように寄与し得るのか、その青写真を共同で描くことだ。

1. エネルギー政策関連 : ① 電力システム改革の動向

2月8日に第12回電力システム改革専門委員会が開催された。同委員会では事務局から報告書案が提示され、概ね委員の了承が得られたことから同月15日には最終報告書が公表された。報告書は前年7月に取りまとめられた「基本方針」に沿った形でその後の詳細検討を踏まえて整理されたものである。以下では報告書の主要内容を示す。

電力システム改革は3段階に分けて進められる。第1段階では、2015年を目途として、①電力会社を跨って広域需給計画・系統計画の策定や広域運用、緊急時の需給調整を担う広域系統運用機関の設立および②制度改革に見合った形でのエネルギー行政組織の見直し(新規制組織への移行)、を行なう。第2段階では、2016年を目途として、①家庭を含めた低圧需要家の供給事業者選択の自由化(いわゆる小売全面自由化)、②供給力確保義務や容量市場、電源入札制度等の新しい供給力確保の枠組みの創設、及び③1時間前市場の創設、を実施する。第3段階では、2018~2020年を目途に、①一般電気事業者の送配電部門の法的分離、②移行措置として残された小売料金規制を原則撤廃(最終保証サービス等の需要家保護のために最低限必要な料金規制を除く)を実施する。

この3つの段階のいずれにおいても、今回の改革は大きな事業体制の変革を伴うことから、(A)各段階で検証を行いつつ実施すること、(B)送配電部門の法的分離にあたって電力の安定供給に必要となる資金調達に支障を来さないようにすること、(C)事業環境や競争状態を踏まえ実施時期の見直しもあり得ること、なども報告書に明記された。

今回の制度改革で小売全面自由化及び送配電部門の法的分離を選択したことで、第3段階以降、これまで一般電気事業者へ片務的に依存していた安定供給確保の責任を電気事業の参加者がルールに従って平等に負担する形になる。こうした形態は既に欧米で進められているが、技術的規則を含め市場参加者が理解すべき諸規則は全体で膨大な量になる傾向がある。欧州でも2009年EU改正電力指令から技術的規則の議論が進められているが、現在も検討の途上にある。特に緊急時運用規則や容量市場は国際的にも議論中の領域が多いこと、その一方で今後のわが国の詳細設計のために残されている時間が短いこと、には留意が必要であろう。

現在、一般電気事業者の多くは原子力発電の再稼働時期の不透明さと電気料金審査の厳格化により、今後の経営に大きな課題が生じている。その上、今回の報告書に示された改革案による影響によって、電力業界の経営にはさらに不透明感が増す状況になっている。今冬の北海道地域では発電所事故が停電リスクに直結する状態が続いているように、原子力発電の停止に伴う需給逼迫問題も継続中である。政府は経営問題や需給逼迫問題など電気事業経営にかかわる各種リスクに対応しつつ、いかに安定供給と効率化を達成するのか、難しい舵取りが求められていると言えよう。

(電力・石炭ユニット 電力グループマネージャー 小笠原 潤一)

1-② 原子力政策をめぐる議論の動向

2月6日、原子力規制委員会(NRA)は「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に関する意見(パブリックコメント)募集を開始した。新安全基準骨子案では、深層防護の徹底の観点から、事故防止対策の多層化、安全施設の多重化・独立化、シビアアクシデント対策に重点が置かれる内容となっている。その中で、最終ヒートシンクの多重化手段としてフィルターベント設置といった特定設備設置を義務化する等、安全性担保のための「性能規制」というより「行為規制」的な内容が見受けられる。

なお、2月28日の意見募集締切り後、7月の新安全基準策定に向け、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」議事録によれば、有識者や事業者の意見も踏まえさらに議論し、規則条文の形を整え、意見募集する、とされている。そして、新安全基準策定後に、個別の原子力発電所ごとに新基準に基づく審査をしていく見通しである。なお、NRAでは新基準策定前の事業者からの事前申請は受け付けず、審査には時間を要するとしており、再稼動が見通せるのはまだ先になりそうである。

一方、新基準がパブリックコメントにかけられた後の2月8日、約3ヶ月ぶりに第2回が開催された「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」会合において、個別製品ごとの認証でない、型式認証制度の導入や事業者による安全性向上の取り組みの恒常化等が議論された。

同検討チームは2月15日に第3回、21日に第4回会合を開催し、第4回では事業者からの意見も提示された。型式認証制度について事業者は「制度整備に関する事業者意見」の中で、原案で対象となっているシビアアクシデント対策設備のみでは効果が限定的なため、性能が同一の機器に広く対象を広げるべきであること、また審査の効率化に有効であることから燃料集合体等も対象に含めることが望ましいと意見したが、NRAは現時点では原案を変更しない意向である。

同意見書の中で事業者は米国NRCの規制活動原則ともなっている「効率性」に言及し、規制活動はそれにより達成されるリスク低減度合いに見合ったものであるべき・リソースの消費を最小化する選択肢を採るべき・規制の判断に不要な遅れが生じないようにすべき、と提言するとともに、再三にわたり「事業者とのコミュニケーションの継続的な実施をお願いする」とも述べている。

規制活動の目的とは本来、安全性を確保しつつ事業遂行を図ることであり、効率性の追求や事業者-規制者間の継続的なコミュニケーションが重要であることは自明であろう。フランス原子力安全局(ASN)前局長のラコステ氏も「事業者が規制上のルールにただ従っていればよいと考える状況は非常に危険である」と述べており、事業者の自主性を活用して安全性を高めることは規制改革においても重要であるとしている。このように、日本の新安全基準の行方と再稼動のプロセスは海外主要国からも注目されており、今後とも規制機関にはそのような視点を持った取り組みが期待される。(戦略研究ユニット 原子力グループ マネジャー 村上 朋子)

2. 欧州議会環境委員会、EUETS 改正案を採択

2月19日、欧州議会の環境委員会が EUETS の改正案を採択した。この改正案は、低迷する EUA (EUETS の排出枠) 価格を適正な水準に調整する措置の導入を目指すものである。環境委員会における今回の改正案の可決によって、最終的な改正案成立に向けて手続き的には前進したといえる。しかし、関係者の間では未だ今後の最終的な改正案成立見通しは不透明、との見方が多く存在している。

「Backloading」と呼称される今回の改正案は、2013年から2015年にかけて EUETS 市場に9億トンの EUA を放出する予定のオークションを2019年から2020年に延期するというものであり、制度上当初予測されていた EUA 供給量を短期的に制限することになる。その結果、数年前の30ユーロ/t-CO₂から5ユーロ前後まで低下している EUA 価格を、CO₂削減投資を促す水準にまで短期間で回復させることが期待されている。この改正案を巡っては、地球温暖化対策を促す市場環境への回復(炭素価格の上昇)が必要という賛成派と、オークション制限による市場への効果が小さい、もしくは現在の経済状況において追加的コストをもたらすべきではないといった反対派との間で大きな意見の対立がある。特に石炭依存の高いポーランドが強く反対しており、法案成立の鍵を握るとみられているドイツも明確な姿勢を示していなかったことから、制度改正の実現性は不透明とみられていた。

今回、環境委員会では38対25(棄権2)で改正案を可決した。今回の可決を受けて、シェルや環境NGOなどの推進派は、より良い制度構築に向けた一歩(出発点)として好感している。一方、欧州鉄鋼連盟や欧州の産業団体である BusinessEurope は反対のポジションを明確に打ち出すなど、意見対立の構造が改めて浮き彫りとなった。なお、EUETS 市場では、委員会が改正案を可決したにも関わらず直後の EUA 価格が20%低下し、市場参加者は現在のプロセスの成果を必ずしも楽観視していない、とのシグナルが示されている。

今後の動向としては、欧州議会が事前に欧州委員会と理事会との3者会談を行って、この4月に予定されている欧州議会での採択をよりスムーズに行う調整プロセスを行うのか否かが注目されている。しかし、現在の意見対立の状況から、4月に予定されている議会での採択が先延ばしされるという可能性も指摘されている。特に、欧州鉄鋼連盟が指摘するように、EU全体の2020年における排出削減に対する僅かな追加的効果に対して、産業界の国際競争力を低下させる費用増加措置であるという見解は、未だ欧州経済の回復局面に向けた道筋が不透明である中で説得力を有するものであり、今回の可決が改正案成立に向けた大きなマイルストーンになったと断じるには時期尚早であるかもしれない。

(地球環境ユニット 担任補佐・研究理事 工藤 拓毅)

3. 消費者負担が限界に近づくドイツ再エネ賦課金

ドイツが再生可能エネルギー（再エネ）買取り（FIT）制度をまたしても見直そうとしている。制度発足以来繰り返されてきたタリフ（優遇買取価格）の下方修正には今更驚かないが、2月14日に環境大臣と経済大臣が共同提案した改定案は、これまでに増して、賦課金の抑制に焦点をあてている。

賦課金とは電力の市場価格とタリフの差額を電力消費者から徴収するものだが、急激な再エネ導入を反映して、その賦課金が高騰してきた。今年はそれが一般家庭で約2000円／月に達し、環境意識の高いドイツ国民の忍耐も限界に達しつつあるといわれている。9月に総選挙を控え、政府としても放置できないと判断したのは明らかだ。

見直し案では、まずタリフを細部で見直す。例えば、風力とバイオマスは、設備稼働開始から5ヶ月に限り、既定のタリフではなく安価な電力市場価格での買取が適用される。また、陸上風力発電は最初の6ヶ月について、約9%のタリフ減額となる。他の新規電源も一律4%のタリフ削減を受ける。更に、2014年の1年間は既設の設備についてもタリフを1.5%減額し、遡及値引きに踏み込む、という。

電力多消費企業に対する賦課金の減免措置も対象だ。日本のFIT制度にも似たような仕組みが盛り込まれているが、ドイツの制度では、年間電力消費量と電力費用の総付加価値に占める割合に応じて、賦課金の負担が減免される。例えば100GWh以上の消費量で、電力費用の割合が20%を超える場合は、全電力消費量に対して0.05ユーロセント／kWhの減免単価が適用されるが、本来の賦課金単価5.3ユーロセント／kWhと比べると、大幅な減免といえる。減免された分は当然ながら、一般家庭や非減免対象企業の負担増となっており、彼らの不満を増幅している。提案ではこの減免対象企業の負担をかさ上げし、また、国際競争に晒されない業種については軽減対象から除外するという。以上の対策で年間18.6億ユーロのコストセーブが可能となり、その結果2014年の賦課金単価は今年と同額に据え置き、翌年以降も年率2.5%の上昇に抑えられる、というのが両大臣の目論見だ。

従来改定は、主に既存のタリフ体系の見直しを通じてバランスの取れた制度を維持しようとするものだったが、現実には消費者負担の拡大を抑制できなかった。今回提案は、一貫性のないタリフの調整に加え、違憲性も問われかねない遡及値引きに踏み込み、軽減措置にも手をつけるなど、弥縫策を通じて賦課金抑制の原資をかき集めたとの印象が強い。従来手法による制度の維持が限界に来ていることを感じさせる。

本来、FITのような価格優遇制度は対象産業の育成や保護を主目的の一つとしている。しかし、「優遇コスト」が嵩み、社会が容認できないレベルに達して、しかもなおその産業が自立できないとしたら、次にどのような手が残されているのか。今回の提案は「短期的」対応と位置づけられているが、別途予定しているという「抜本的改訂」が試されることになるだろう。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志)

4. 最近の国際石炭市場動向

我が国着の石炭価格が低下を続けている。鉄鋼用原料炭は 2011 年 6 月に月平均で 261.28\$/トン、一般炭は同年 11 月に 148.44\$/トンのピークをつけたあと下降に転じ、2012 年 12 月にはそれぞれ 151.80\$/トン、119.85\$/トンにまで値を下げた (財務省貿易統計)。価格低下の主な要因は、2011 年始め豪州で発生した洪水・生産低調により上がりすぎた価格の修正であるが、米国のシェールガス革命の影響も無視することはできない。

米国では 2000 年代以降、石炭火力発電がシェアを落としている。環境規制、そしてシェールガス革命の影響である。特に、天然ガス価格が急降下した 2008 年以降の下げは急である。石炭による発電電力量のシェアは 2008 年に 48.4%であったものが、2012 年の 1-9 月では 36.5%にまで低下した。シェア急増の天然ガスとの差は 5 ポイントにまで縮小した。

電力用途の石炭消費量もガス価格急落前の 2007 年は 10.5 億ショート・トン¹ (以下「ST」とする) から 2011 年には 9.3 億 ST、2012 年 1-9 月期 6.1 億 ST (単純に年換算すると 8.1 億 ST 程度) となり、5 年間で 2.4 億 ST も消費量は減少した計算になる。一方、輸出は増加しており、2011 年は 2007 年と比べて 4,810 万 ST も拡大している。また、輸入は 2007 年の 3,630 万 ST をピークとして減少傾向に入り、2011 年には 1,310 万 ST、そして 2012 年の 1-9 月期には 670 万 ST にまで低下した。その結果、最大の供給国コロンビアから米国への輸出量はピークを記録した 2007 年の 2,690 万 ST から、2012 年 1-9 月期には 330 万 ST にまで縮小している。

つまり、シェールガス革命で米国市場から締め出され新たな市場を求めて海を渡った米国炭とコロンビア炭は 2012 年には 2007 年対比合計 7,000 万 ST (米国炭約 4800 万トン+コロンビア炭約 2300 万トン) にものぼり、その多くは EU に向かった。

EU では深刻な景気後退により石炭消費量は 2009 年には前年比 10%減少した。輸入量はさらに大きな影響を受け 2 億トンから 2010 年には 1 億 5,500 万トンにまで減少した。2011 年には若干の回復を見たものの不況前の 2 割減である。このような状況下、米国、コロンビア炭の増加により豪州、インドネシア、ロシアは EU 向け輸出量を縮小させ、南アフリカは EU 向け輸出の 7 割を失った。これら石炭がアジア・太平洋に向け舵を切り、同地域の需給、価格低下に影響を及ぼすに至っている。

なお、中国だけは 2012 年も対前年比 5,250 万トン輸入を拡大し、輸入総量は 2 億 3,500 万トンに達した (China Coal Report)。こうした状況下、わが国着の石炭価格も値下がりしたが、シェールガス革命の玉突き効果がなかったならば、現状ほどではなかったかもしれない。

(電力・石炭ユニット 担任 理事 森田 浩仁)

¹ 重量換算単位の一つで、米トン (907.18474 キログラム、2,000 ポンド) のこと。ST と略す。

5. 中国ウォッチング：本腰を入れ始めた自動車燃料の品質向上対策

今年に入ってから、茶色の濃霧に覆われる北京天安門広場の映像がテレビで頻繁に映し出されている。微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染は 1 月だけでも、5 回発生し、延べ 21 日間に亘り、北京市を含む中部と東部地域で猛威を振るっており、中国の国内のみならず、日本への影響さえも懸念されるに至っている。

PM2.5 の一日平均の環境基準値は、中国が日本の 2 倍となる 1 m^3 当たり $70 \mu\text{g}$ (100 万分の 1 ㍻) 以下である。国家環境保護部の発表によると、1 月 29 日、PM2.5 による汚染は日本の国土面積の約 4 倍に相当する 143 万 km^2 に広がり、北京市の一日平均濃度は基準値の 5 倍 (日本の基準値の 10 倍) に相当する $354 \mu\text{g}$ にも達した。直径 $2.5 \mu\text{m}$ (100 万分の 1 ㍻) 以下の微小粒子であるため、肺に入りやすく、呼吸器や循環器系などの病気を引き起こすリスクが高いとされる。中国気象庁によると、呼吸器疾患患者は通常より 1~4 割も増加した。対策は待ったなしである。

汚染の原因として、冬の冷たい空気が「ふた」の役割をし、汚染物質が上空へ拡散されなかったことも挙げられるが、根本的原因は石炭燃焼や車の排ガスなどに含まれる SO_x や NO_x であると専門家が指摘している。北京市の場合、自動車が NO_x の 58%、揮発性有機物の 40%、PM2.5 の 22% を排出し、最大の汚染源であるという。

中国は、2006 年から SO_x の総量規制を実施し、排出量を 2005 年の 2,646 万 t から 2010 年の 2,268 万 t へ 14.3% 削減した。2011 年から NO_x にも総量規制を適用した。しかし、急増する自動車の排ガスには有効な対策を実施できなかった。2005 年と 2008 年改訂の自動車排ガスの国家基準では、基準 IV (対応するガソリンと軽油の硫黄分規制値 50ppm) を 2010 年に、基準 V (同 10ppm、EURO5 に相当) を 2012 年に実施すると規定したが、基準 V を今年 2 月から実施した北京市を除き、殆どの地域では、ディーゼル車に基準 III、ガソリン車に基準 IV の実施に止まっている。国家環境保護部が高品質燃料の供給遅れを主因として挙げたが、全ての責任を石油業界に求めることはできない。品質向上の投資コストを適正に燃料価格に転嫁できる価格設定メカニズムが整備されていない、という制度的問題もあるからだ。

こうした中、退任間近の温家宝総理が 2 月 6 日、国務院常務会議を招集し、2015 年から軽油にも基準 IV、2018 年からガソリンと軽油に基準 V の実施を決定し、適合する燃料と車の供給を石油と自動車業界に求めた。保障措置として、投資コストの適切な転嫁、高品質高価格と汚染者負担の原則に基づき、燃料価格を合理的に設定するとした。後手に回ったとはいえ、深刻な大気汚染問題に押され、政府が燃料品質の向上に本腰を入れ始めたのである。

(客員研究員、長岡技術科学大学教授 李 志東)

6. 中東ウォッチング : 各国で拡大する政治対立の最前線

昨年 12 月の新憲法制定後、エジプトの世俗派とリベラル派からなる反政府勢力は、同国のイスラーム主義勢力に対して不信を募らせるようになった。その結果、新憲法をめぐる両者の対立は激化し、流血の衝突事件が発生したポートサイド等各地で非常事態令が発せられるに至った。治安当局による反政府デモへの強圧的な取締りは、経済状態が上向かないこととも相まって、国民のモルシ大統領への評価を急速に押し下げ、政権運営を困難なものにしている。既得権を守ることに専心してきた軍部は、ムバーラク政権末期以来の伝統である不介入主義を維持し、民衆から反感を買わないように努めながら、影響力の温存を図っている。現状では、同胞団を主体とする政府、反政府勢力、軍部のいずれも決定的に優位な立場を掌握しているわけではないため、政治混乱は 4 月の議会選挙まで続くだろう。

イラクでも内政の危機が進行中である。2010 年の挙国一致内閣の設立合意を反故にし、自らの権力強化を進めるマーリキ首相と諸政治勢力との対立が拡大している。脱バアス党人事のあり方をめぐる国会議長（スンナ派）との不和、政権運営に関するサドル潮流（シーア派）からのけん制、係争地と資源開発をめぐるクルド地域政府（KRG）との軋轢等、イラク政界は日増しに混迷の度合いを深めている。その中で、諸派による政権打倒の根回し工作とも言える党首会合が KRG のバールザーニ大統領によって呼びかけられた。マーリキ退陣に向けての包囲網が改めて形成されつつあるといってもよい。

8 カ月ぶりに再開されたイランと P5+1 とのアルマトイでの核協議では、実務者協議をイスタンブールで行った上で、4 月に改めてアルマトイにて交渉を実施することが確認された。イランのウラン濃縮能力向上が続いてきただけに、イランの出方に改めて注目が集まっている。一方、国内ではアフマディネジャード大統領と政敵であるラーリジャーニ国会議長が国会の場で相手のスキャンダルを材料に公然と互いに脅しあう騒ぎが起きた。金融制裁の影響が広がる中、経済政策に関する政府批判が高じた末の樁事であるが、6 月の大統領選挙の前哨戦としての色彩も帯びている。事件後、外交的孤立からの脱却を目指し、大統領はイスラーム協力機構（OIC）サミットに出席するため、イラン・イスラーム革命以来初めてとなるエジプト訪問を敢行した。

激化するシリア内戦の出口は遠いが、新たにイスラエルがシリア領内に空爆を仕かける事件が発生した。総選挙後のイスラエルが組閣前に隣国の内戦に干渉した背景に何があるのか、が関心の的となっている。チュニジアでは野党党首の暗殺事件後に改革を約束したジェバリ首相が辞任し、先行きの不透明感が増している。日本政府は、アルジェリアのテロ事件を検証する委員会を立上げ、官民で再発防止策の検討に入った。中東・北アフリカ情勢の混迷と各国での政治対立拡大が続いている。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

7. 米国ウォッチング : 期待される米国の LNG と日米同盟の強化に向けて

2月22日、安倍総理が訪米し、オバマ大統領と初の首脳会談を行った。両首脳は、共に二国間貿易上の「センシティブティ」に配慮することを認めつつ、日本の TPP (環太平洋経済連携協定) 参加への協議継続を確認する共同声明を発表した。また、首脳会談に当たって日本側は米国本土からの LNG 輸出の早期承認を改めて要請した。

というのは、日本の商社・ガス会社・電力会社がルイジアナ州、テキサス州及びメリーランド州の LNG 輸出プロジェクトに参画し、米国政府の承認を待っているからである。日本にとって、現在、LNG の輸入価格が米国の国内天然ガス価格の約 5 倍に高止まりしていることを鑑みれば、米国からの LNG 輸入を実現することは、輸入源の多角化や価格引き下げを図る意味でも重要である。

米国エネルギー情報局 (EIA) が昨年 12 月に発表した米国エネルギー需給見通し (Annual Energy Outlook 2013 Early Release) では、シェールガスを含む国内天然ガス生産量は 2011 年の 23 兆 cf から 2025 年には 28.7 兆 cf に増加、LNG 輸出量は 2027 年に約 1.6 兆 cf (前年版から 2 倍の上方修正) に達すると予測されている。LNG 輸出に関しては、輸出による国内需給タイト化から国内価格上昇の可能性を懸念する化学産業やシェールガス生産に伴う環境汚染 (水質汚染) の可能性に警鐘を鳴らす NGO 等、慎重論も根強い。しかし、LNG 輸出による国内経済へのプラス効果を支持する声も大きく、今後の国内論争の帰趨が注目されている。

日本が米国との天然ガス貿易拡大を図る上で見落としとしてはならない点は、①米国内で「エネルギー自給化」に向かっていく中で、新たなエネルギー外交のあり方を巡る議論が活発化してきていること、②オバマ政権が中国の台頭を念頭にアジア太平洋地域へのコミットを強めようとしていること、の二点だ。但し、現時点で①と②を有機的に結び付けるような青写真は出来上がっていない。

この点で留意すべきことの一つは、上院エネルギー・天然資源委員会の No.1 (R. ワイデン議員 : 民主党) と No.2 (L. マーカウスキー議員 : 共和党) はアジア太平洋に関係の深い地域の選出である点であろう。ワイデン上院議員は、環境問題に敏感なオレゴン州選出であり、LNG 輸出問題についても慎重派の一人と報じられる。マーカウスキー議員は、米国本土のシェールガス増産を背景に新たな天然ガス供給先の確保が必要となったアラスカ州選出、日本に対する LNG 輸出の増大を積極的に訴える有力者の一人であり、最近、東日本大震災の被災地を訪問したばかりだ。

いま東京とワシントンに必要なことは、LNG 貿易の増大が両国経済にどう裨益するのかという視点に加え、日米同盟強化という、より大きな視点からも、LNG 貿易がアジア太平洋地域における両国の共通利益を確保する上でどのように寄与し得るのかについても検討し、それを踏まえたロードマップを描くことだろう。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループ マネージャー 伊藤 庄一)